

買い物支援に関する協定書

唐津市（以下「甲」という。）と唐津農業協同組合（以下「乙」という。）は、唐津市内における買い物困難者への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地理的条件、高齢その他の要因により買い物が困難な市民（以下「買い物困難者」という。）の生活を維持するため、甲及び乙との相互の幅広い協力体制のもと、買い物困難者を支援する取り組み（以下「買い物支援」という。）を行うことを目的とする。

（事業内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について事業に取り組むものとする。なお、当該事業の具体的内容については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

- (1) 移動販売等の買い物支援に対する円滑な物資等の供給に関すること
- (2) 買い物支援に関する情報発信及び広報活動に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、この協定による事業を推進するため、甲乙以外の民間企業、地方公共団体等と連携し、事業を実施することを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、甲乙協議のうえ協定書の変更を行うものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。
ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙のいずれからも解除の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、この協定による事業で知り得た情報（秘密である旨が示された情報に限る。）を甲又は乙の承認を得ないで他に漏らしてはならない。
2 前項に規定する義務は、この協定の終了後も有効に存続するものとする。

(疑義等の処理)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両者署名のうえ各1通を保有する。

令和6年3月22日

甲 佐賀県唐津市西城内1番1号

唐津市

唐津市長

峰 達郎

乙 佐賀県唐津市浜玉町浜崎598番地1

唐津農業協同組合

代表理事組合長

堤 武彦